

立川市建築物の耐震改修の促進に関する 法律施行細則

平成13年3月30日
規則第34号

(目的)

第1条 この細則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通行障害建築物の要件)

第2条 規則第3条の規定により市長が定める場合は、建築物の敷地の地盤面の高さ（以下「地盤面の高さ」という。）が、当該建築物の敷地に接する法第5条第3項第2号に規定する建築物集合地域通過道路等の中心の高さ（以下「中心の高さ」という。）より低い場合とする。

2 規則第4条の規定により市長が定める距離は、令第4条各号に定める距離に、それぞれ、地盤面の高さを中心の高さから減じて得られる長さを加えた距離とする。

(特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関する報告)

第3条 令第9条第1項に規定する特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに耐震診断及び耐震改修の状況に関する報告は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性等に関する報告書（第1号様式）に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(計画の変更)

第4条 法第18条第1項に規定する計画の変更の認定（以下「計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、変更認定申請書（第2号様式）の正本及び副本に、認定通知書並びに当該計画変更に係る書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請について認定をしたときは、変更認定通知書（第3号様式）に同項の変更認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(事業者の変更)

第5条 法第17条第3項に規定する計画の認定（以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、計画の認定を受けた計画（計画の変更認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の事業が完了する前に認定事業者を変更しようとするときは、変更前の認定事業者と新たに認定事業者になろうとする者と連署して、事業者の変更届（第4号様式）の正本及び副本に、認定通知書（計画の変更認定を受けた場合にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、市長に届け出るものとする。

2 前項に規定する事業者の変更届の副本及び認定通知書は、変更後の認定事業者に返還するものとする。

(計画認定建築物の耐震改修に関する報告)

第6条 法第19条の規定による計画認定建築物の耐震改修の状況についての報告は、計画認定建築物の耐震改修に関する報告書（第5号様式）の正本及び副本に、必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 計画の認定又は計画の変更認定を申請した者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更認

定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第6号様式）の正本及び副本により市長に届け出るものとする。

2 前項の取下げ届の副本は、申請した者に返還するものとする。

（計画認定建築物の耐震改修事業の取りやめ）

第8条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の事業を取りやめようとするときは、取りやめ届（第7号様式）の正本及び副本に、認定通知書（計画の変更認定を受けた場合にあっては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、市長に届け出るものとする。

2 前項に規定する取りやめ届の副本及び認定通知書は、認定事業者に返還するものとする。

（要安全確認計画記載建築物等に係る耐震診断結果の報告）

第9条 法第7条及び規則第5条第3項ただし書の規定による耐震診断結果の報告は、耐震診断実施結果報告書（第8号様式）により行わなければならない。

2 法附則第3条第1項及び規則附則第3条により準用する規則第5条第3項ただし書の規定による耐震診断結果の報告（法第7条第2号又は第3号に該当する建築物に係る報告に限る。）は、耐震診断実施結果報告書により行わなければならない。

3 規則第5条第4項（規則附則第3条の規定により準用する場合を含む。）の規定により市長が定める書類は、耐震診断の結果を市長が適切であると認めた者が証する書類その他市長が必要と認める書類とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。